第 4968 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 4月 22日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 災害により被害を受けた場合の手続き

Q：地震や水害等の災害により被害を受けた場合には、何か特別な手続きがありますか？

A：次のような手続きがあります。

【解説】

災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた場合には、次のような手続きがあります。

①災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

②災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

③災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、雑損控除又は災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法を選び、所得税の全部又は一部を軽減することができます。また、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

④災害により被害を受けた事業者が、その被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます。